

花巻保健所長告示第5号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年11月7日

花巻保健所長 鈴木俊彦

短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310510227	湯本診療所	花巻市湯本4地割29番地1	平成18年11月1日